

あと何人死んだらギロチンは開くのか

長崎県の反対を理由に諫早湾干拓潮受堤防開放に向けた工事が一向に進まない。

1997年の潮受堤防の締め切り(通称「ギロチン」)以降、漁業被害に苦しむ有明海の漁師たちは疲弊の極みにあり、開門の時期が伸びれば、漁民たちの自殺が相次ぐだろうと、私たちは訴え続けた。その不安が現実のものとなった。先日、ノリ漁師が自殺をした。これは明らかに農水省と長崎県知事が招いた人災である。諫早湾の締め切り以降、有明海沿岸でおびただしい数の漁民が自殺している。

長崎県知事は、現実には起こりもしていない被害を口にして開門反対と主張するが、長年苦しめられ続けている漁業者の現実の被害のことは彼の頭にはない。しかも、彼が口にする開門によって生じるかもしれない被害は、現実には起こるはずもなく、反対するためにこじつけたにすぎないもの。そんな政治家に翻弄され、また漁民が命を絶った。

佐賀地裁の法廷で漁師が「あと何人自殺したら工事は止めてくれるとですか」と涙ながらに訴えたのは2004年。それから9年、有明海漁師の自殺はあとを絶たない。

農水省と長崎県知事には知らなかったとは言わせない。

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤 富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700



全国公害被害者総行動で、諫早湾の開門を訴える有明海の漁業者たち(6月6日、霞が関)

諫早開門問題 先延ばしは許されない

【佐賀新聞・6月20日】あの「ギロチン」は本当に開くのだろうか。そんな不安が、有明海の漁業関係者の間で高まっている。諫早湾干拓事業の潮受け堤防は、福岡高裁判決で今年12月までの開門が決まっているが、長崎県側の強い反発もあって国の動きがあまりにも鈍いからだ。

「開門せずにいれば、いつか自殺者が出る」と私たちは言い続けてきた。その通りになったじゃないか。「人が死んだ。その事実を重く受け止めてもらいたい」。今月6日、農

水省で開かれた佐賀、福岡、熊本3県の有明海漁業者らと担当者との話し合いの場は、いつにも増して不穏な雰囲気だった。有明海異変で経営に行き詰まった熊本県のノリ漁民が練炭自殺したのだという。

福岡高裁判決が開門の期限としたのは今年12月。だが、ノリの漁期と重なり、どのような影響が出るかわからない。漁業者らは、できるだけ前倒しするよう求めてきた。

それが、開門期限が半年後に迫った今、前倒しどころか、12月開門さえ、ずれ込むのではないかとという懸念に変わりつつある。

佐賀など有明海漁民と、長崎県側の干拓入植者との利害が真っ向からぶつかるだけに、解決は非常に難しい。それでも、問題解決の糸口は福岡高裁判決が示した方向にしかないだろう。

判決が定めた5年間の開門は、有明海異変との因果関係を確かめる目的のほずだ。いたずらに先延ばしするのではなく、一日も早く、開門に踏み切らなくてはならない。

農水省は一応、開門の前提となる淡水化施設などを発注したが、実際に工事入るには長崎県側の協力がなくては進まない。例えば、工事車両を走らせる道路の一部拡張さえも、地元から門前払いされているのが現状だが、まずは長崎県側も判決を尊重すべきではないか。

確かに、干拓地に入植した農業者が、開門によって塩害が生じるので

はないかと懸念するのは理解できない。長崎県側は100項目にも及ぶ疑問点・問題点を指摘し、農水省に提出しているが、それも無理ないだろう。

そんな懸念を背負って先日、中村法道長崎県知事は林芳正農水相を訪ねて、開門調査の中止をあらためて要請した。知事は「最近の科学的な知見では、有明海異変と諫早湾干拓の因果関係には疑問がある」と主張した。

しかし、福岡高裁判決について「長崎県は裁判の当事者ではないから判決には縛られない」という認識を示したのは、法治国家における自治体の長の言葉とは思えない。

長崎県側は開門差し止めの仮処分を長崎地裁に申し立てもしているが、今の段階では5年間の開門を前提に調整するのが筋だろう。

また、農水省の対応には、形ばかりの開門にとどめたいという姿勢が見え隠れする。判決があるから仕方なく開門したというだけでは、有明海異変と地域の対立を先送りしてしまうことになる。開門は、あくまでも有明海異変の根本的な問題解決にたどりつくための手段なのだ、くぎを刺しておきたい。

この巨大公共事業は、地域に根深い感情的な対立までも生じさせた。この事態を收拾するのは当然、国の責任だ。法の判断に沿いながら、問題解決に向けた真摯(しんし)な努力を求めたい。